

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月  
② 昭和55年4月から同年6月まで  
③ 昭和58年7月から平成元年3月まで  
④ 平成4年1月及び同年2月  
⑤ 平成11年2月

私は、昭和42年8月から平成4年12月までA県B市内の事業所に勤務しており、当該事業所が平成元年4月に厚生年金保険の適用事業所になるまでは、国民年金に加入していたが、申立期間①、②及び③が未納の記録となっている。

申立期間④は、当該事業所を辞めてから次の会社に勤務するまでの期間であり、B市で加入手続を行い国民年金保険料を納付したが、未納の記録となっている。

申立期間⑤は、会社を辞めてからC市の事業所に勤務するまでの期間であり、平成11年3月又は同年4月に郵便局で国民年金保険料として1万3,600円又は1万3,800円を納付した記憶があるが、未納の記録となっている。

申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月26日に払い出されており、申立人の所持している「領収証書」によれば、申立人は、申立期間①直後の45年4月から46年3月までの国民年金保険料を同年2月12日に現年度納付していることが確認

でき、当該払出及び当該納付時点で、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

申立期間②については、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付したことが確認できる昭和 57 年 11 月 16 日付けの領収証書を所持しているところ、申立人が国民年金保険料を納付した時期は時効経過後であることから、本来、申立期間②の国民年金保険料は納付することはできず還付の手続が行われるべきである。しかしながら、これが還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効であることを理由として申立期間②の国民年金保険料の納付を認めないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間③については、69 か月と長期に及んでおり、行政機関において、これだけ長期間にわたり誤った納付記録管理が行われたことは考え難い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間④については、平成 11 年 4 月 8 日に年金記録が追加処理された事跡があることから、申立期間④は当該追加処理により未納期間となったものであり、申立期間④当時は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該追加処理が行われた時点では、時効により、申立期間④の国民年金保険料は納付することができない。

また、申立人は、A 県 B 市で加入手続を行ったとしているが、戸籍の附票では、申立期間④に係る住所は D 県 E 市（現在は、F 市）となっており、B 市で加入手続を行い、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

申立期間⑤については、申立人は、加入手続の記憶は定かではないものの、平成 11 年 3 月又は同年 4 月に郵便局で国民年金保険料を納付したとしているが、郵便局は C 市の指定金融機関となっていないことから、郵便局で現年度納付することができない上、オンライン記録によれば、時効成立間近の 12 年 12 月 5 日に納付書が発行されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人が、申立期間③から⑤までについて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月及び 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間当時、学生であったために、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は母が行っていた。

母から、「年金がもらえなくなると困るから、国民年金保険料を立て替えて納付しておく。」と言われた記憶があり、申立期間が未加入とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は、オンライン記録において、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても確認できず、申立人の国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、加入手続及び納付方法についての記憶が定かではなく、当時の具体的な状況を確認することはできない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から24年2月1日まで  
② 昭和24年5月30日から同年10月15日まで  
③ 昭和26年9月17日から同年10月1日まで  
④ 昭和28年5月20日から同年9月10日まで  
⑤ 昭和29年5月25日から同年9月30日まで  
⑥ 昭和30年5月30日から同年9月1日まで  
⑦ 昭和30年12月30日から31年3月6日まで  
⑧ 昭和32年8月27日から同年9月1日まで  
⑨ 昭和32年12月28日から33年1月4日まで  
⑩ 昭和33年12月28日から34年1月9日まで  
⑪ 昭和34年12月26日から35年1月5日まで  
⑫ 昭和35年3月31日から同年4月7日まで  
⑬ 昭和35年4月29日から同年5月9日まで  
⑭ 昭和35年12月21日から36年1月5日まで  
⑮ 昭和36年12月28日から37年1月5日まで  
⑯ 昭和37年7月29日から同年8月1日まで  
⑰ 昭和37年12月25日から38年1月5日まで  
⑱ 昭和38年5月7日から同年5月10日まで  
⑲ 昭和38年12月31日から39年1月6日まで  
⑳ 昭和39年5月4日から同年5月8日まで  
㉑ 昭和41年11月29日から同年12月6日まで  
㉒ 昭和42年8月10日から同年9月8日まで  
㉓ 昭和43年12月27日から44年1月5日まで

A氏が所有するB丸又はC丸、D丸及びE郡F町（現在は、G市F町）

に住んでいたH氏が所有する I 丸に乗船した申立期間①、B 丸又はC 丸に乗船した申立期間②、J 丸に乗船した申立期間③から⑥まで、K 丸に勤務し、その船長と一緒にL 業務に携わっていた申立期間⑦、M 丸に乗船した申立期間⑧、N 丸に乗船した申立期間⑨及び⑩、O 丸に乗船した申立期間⑪から⑭まで、P 丸に乗船した申立期間⑮及び⑯について、船員保険被保険者記録が無い。

申立期間①及び②については、船員手帳を所持していないが、申立期間③から⑯までについては、船員手帳に機関長として雇い入れられた記録もあるので、申立期間①から⑯までについて、それぞれ被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の記憶及び申立人の業務内容に関する詳細な記憶から、申立人が、時期は特定できないものの、B 丸又はC 丸のどちらか、D 丸及びI 丸にそれぞれ乗船していたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿によれば、B 丸及びC 丸は、昭和 24 年に船員保険の適用事業所となっており、申立期間①のほとんどの期間において、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、「日本船名録」によれば、F（船籍港）において、A 氏が、B 丸（28 トン）、C 丸（28 トン）、Q 丸（24 トン）及びD 丸（34 トン）を所有し、H 氏がI 丸（25 トン）を所有していることは確認できるものの、船舶所有者名簿において、Q 丸、D 丸及びI 丸が適用事業所となったことは確認できない。

なお、船員保険被保険者については、当時の船員保険法第 17 条において「船員法第 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用せらるる者は船員保険の被保険者とす。」と規定されていたが、当時の船員法第 1 条第 2 項第 3 号により、総トン数 30 トン未満の漁船は船舶に含まないとされていることから、30 トン未満であったB 丸、C 丸、Q 丸及びI 丸は、船員保険の適用事業所とならなかったものと考えられる。

さらに、B 丸及びC 丸は、昭和 26 年に適用事業所でなくなっている上、申立期間①及び②当時の事業主は、いずれも既に死亡しており、当該期間に係る申立人の船員保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立人が昭和 20 年 9 月 1 日からB 丸又はC 丸と一緒に乗船したとする申立人の父及び 23 年 4 月から申立人と一緒にB 丸及びC 丸に乗船したとする同僚も含め、申立期間①のうち適用事業所となっている期間及び申立期間②に、B 丸及びC 丸において被保険者となった者は見当たらない上、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間③から⑬までについては、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、R氏が所有するJ丸、M丸、N丸及びO丸、R氏又はその家族のS氏が所有するP丸、T氏が所有するK丸に、機関長として雇い入れられていることが確認できる。

しかしながら、申立期間③から⑬まで（申立期間⑦を除く。）については、前述の船舶に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立人と一緒に乗船していた期間があると推認できる船長及び同僚は、当該期間について、全員が被保険者となっていないことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された船員手帳に記載されている雇入日及び雇止日は、当該同僚の船員保険被保険者記録と一致していない。

さらに、当時の経理担当者も既に死亡しており、前述の船舶は、全て昭和49年までに適用事業所でなくなっている上、S氏及び複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間③から⑬まで（申立期間⑦を除く。）に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、S氏及び複数の同僚の記憶から、下船後に、申立人は、申立事業所で勤務していたことは推認できるものの、複数の同僚は、「下船してからは、船員保険に加入していなかった。」と述べている。

前述の申立期間③から⑬まで（申立期間⑦を除く。）のうち、年末年始を含む申立期間⑨から⑪まで、⑭、⑮、⑰、⑲及び⑳については、S氏及び複数の同僚は、「我々の漁船は、正月は漁をしていなかった。」と述べているところ、前述の被保険者名簿によれば、申立期間⑨から⑪まで、⑭、⑮、⑰、⑲及び㉑のうち、各年12月31日から翌年1月4日までの期間において、船員保険被保険者となっている者は確認できない。

また、前述の複数の同僚が所持する船員手帳によれば、申立人と同様に、当該同僚についても、年末年始が雇入期間に含まれていることが確認できるものの、当該同僚も、被保険者資格を正月前に一度喪失し、正月明けに再度取得している。

申立期間⑦については、K丸は、昭和30年4月30日に船員保険の適用事業所でなくなっており、申立期間⑦において、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、私の船員手帳にK丸の船長と記載してあるU氏と一緒に、L業務に携わっていた。」としているものの、U氏についても、申立期間⑦における被保険者記録は見当たらない。

さらに、前述のU氏は既に死亡している上、当時の事業主も現在の連絡先が不明であり、申立期間⑦に係る申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することはできない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁

があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではなく、必ずしも船員手帳の乗船記録と船員保険被保険者資格得喪日とが一致するものではない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。